

新ガイドライン（素案）の主な新規提示・変更点

研究会参与の御指摘、認定令・認定規則のパブコメ結果等を踏まえて、第5回研究会資料から、主に下記の修正を行っています。

全体

- ・提出書類の様式等の追記と付加予定箇所表示

第1章 基本的事項（総則）等

第1 ガイドラインの作成の経緯

- ・「暖かく」を削除【3頁】
- ・見直しに当たり、FAQ、様式、記入の手引き等の記載を取り込んだ旨を追記【3頁】

第2 ガイドラインの趣旨・目的

- ・ガイドラインについて、都道府県との関係を明確化【4頁】

第3 公益行政の基本的考え方

- ・公益法人に対する支援は、組織の任務・所掌事務の範囲で行う旨を確認的に記載【8頁】
- ・事前相談をしている法人に対して、申請を妨げてはならない旨を確認的に追記【12頁】

第5節 構成を整理するとともに、行政手続に係る総論を追記

第2章 公益目的事業該当性の判断

第1節 総論

第2 申請書記載事項

- ・チェックポイントに示した事業区分は多種多様な公益目的事業の一部に過ぎないことを強調（例えば、公募を前提としない助成等もあり得る。）【23頁】
- ・申請書記載事項に係る趣旨を明確化【24頁】
- ・法人税令第5条に掲げる事業について引用を正確にする観点から注記【27頁】
- ・分かりやすさの観点から例を注記【28頁】
- ・分かりやすさの観点から表題を変更するとともに、経過措置の取扱いを明確化【29・30頁】
- ・標準化前後の申請書記載イメージを修正【31-34頁】
- ・事業のまとめ方についての確認について記載の明確化及び記載場所の変更【35頁等】
- ・分かりやすさの観点から説明を注記【36頁】

- ・申請時に「行政庁が必要と認める書類」について、記載を追記【37 頁、39 頁、40 頁】
- ・「専門家」の意義が、従来の考え方と変わらない旨を明確化【39 頁】
- ・飲食・パーティーに関して分かりやすさの観点から記載を変更【40 頁】
- ・申請書記載事項に関して、認定規則の内容・内閣総理大臣の定め of 検討状況を踏まえて記載を整備【42・43 頁】
- ・現行法人の移行措置について明確化【42・43 頁】
- ・申請書の記載について法人の解釈を十分に尊重すべき旨を明確化【43 頁】
- ・申請書に記載のない事業の実施に係る監督の考え方を明確化【44 頁】
- ・リスクの高い事業に関し、申請書の記載だけでなく、現実のリスクを踏まえた対応を監督に当たっての考慮要素に追記【44 頁】

第2節 具体的な事業区分ごとの当てはめ

第2 事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント

- ・19 種類の事業に該当しない事業についての考え方を明記【45 頁】
- ・「事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント」の記載順の変更（奨学金及び出資）とそれに伴う番号の修正（「判断基準」の記載順も変更）

(13) 出資

- ・出資事業が資金提供の一手段である旨を追記【59 頁】
- ・公益法人が出資事業に取り組む意義を追記【59 頁】
- ・各観点における例示の位置付けを明確化する記載を追記【59 頁】
- ・出資先について、公益目的事業としての出資を継続する意義が損なわれた場合の対応を追記【59・60 頁】
- ・出資事業の透明性確保のため、公表すべき事項として、出資先へ役員を派遣している場合のその報酬額を追記【60 頁】
- ・その他事業に係るチェックポイントの記載を追記【68・69 頁】

第3章 公益認定基準等

第1 公益認定基準（認定法第5条）

- ・現行ガイドラインにある具体性を欠く記載に係る記述を追加【81 頁】

(2) 経理的基礎及び技術的能力

- ・許認可等行政機関の意見も情報源となる旨を明記【81 頁】
- ・添付書類について明確化【82 頁】
- ・不適正な経理等が発覚した場合において、財産上の損害の回復をしない場合に、経

理的基礎がないと判断し得ることを明記【83 頁】

- ・財産管理等に関して理事会が適正に権限を行使しない場合に経理的基礎がないと判断し得ることを明記【84 頁】
- ・適正な財務情報開示の意義・公益法人の責務等について追記【84 頁】
- ・コンプライアンス確保等に係る規程の整備について考え方を明確化【87 頁】

(3) 特別の利益

- ・株式会社等に対する特別の利益に係る記載を適正化・詳細化【88 頁】

(4) 公益法人として相応しくない事業等

- ・表題の適正化・情報源の明確化【90 頁】

(9) 理事・監事と特別利害関係があるものの割合等（認定法第5条第10号）

- ・申請等に当たっての確認は、法人の確認書で行うことを明記【92 頁】

(12) 会計監査人の設置

- ・会計監査人の設置に係る考え方について追記【95 頁】

(13) 役員等の報酬等の支給基準

- ・役員等の報酬等の支給基準の公表に関して記載を追記。法人がHPで公表することが望ましい旨を規定【96 頁】
- ・役員報酬等の支給の基準に係る記載を適正化【97 頁】

(14) 理事、監事の外部からの選任

- ・突発的事情で設置基準を超えた場合の考え方を整備【101 頁】
- ・外部理事・監事に係る提出書類等に関して規定を整備【102 頁】

(15) 社員の資格得喪に関する条件等

- ・議決権の取扱いに係る記載を追記【103 頁】
- ・社員の資格の得喪等に係る記載を追記【103 頁】

(17) 不可欠特定財産

- ・令和6年会計基準の検討を踏まえて記載を追記【105 頁】

(18) 残余の財産の贈与、寄贈先

- ・清算した場合についても記載を追記【106 頁】

(19) 公益目的事業財産・公益目的取得財産残額及び区分経理については、第5章に移動。

第2 欠格事由（認定法第6条）

- ・欠格事由の確認等に関する現行の取扱い・書類等を明記【107 頁～110 頁】
- ・申請に基づく公益認定取消しについて欠格事由の対象外とされた趣旨を明記【108 頁】

- ・ 第4章第9の記載を踏まえ、法令に違反する定款について確認的に追記【110 頁】

第4章 認定の申請等

第2 公益認定の申請

- ・ 申請書の記載内容（申請書記載事項を除く。）を明確化等【115 頁】
- ・ 申請書の添付資料を明確化【115・116 頁】
- ・ 公益認定に係る手続等を記載【117・118 頁】

第3 変更の認定

- ・ これまでの経緯等を追記【118・119 頁】
- ・ 変更認定申請に係る審査・監督の考え方を明記【121 頁】
- ・ 変更認定申請に係る手続を追記【122 頁】

第4 変更の届出

- ・ 変更の届出に係る記載を明確化【122・123 頁】
- ・ 変更届出表内のiv 自然災害その他の緊急事態、総論と関係で整理【124・125 頁】

第5 合併等の届出及び第6 合併による地位の承継の認可

- ・ 提出書類の明確化等・記載の明確化【126・127 頁】

第7 解散の届出

- ・ 提出書類の明確化等【128・129 頁】

第8 認定取消しの申請

- ・ 分かりやすく示す観点から、新規提示【129 頁】

第9 定款に関する留意事項

- ・ 「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について（平成20年10月10日内閣府公益認定等委員会）」の記載事項のうち、引き続き実務者にとって有用と考えられる事項を整理・追記【130 頁～】

第5章 公益法人が遵守すべき規律

第3 使途不特定財産額の保有の制限（3）

- ・ 公益認定申請時の確認について記載を追記【180 頁】

第4 「公益目的事業財産、公益目的取得財産額及び区分経理」を第3章から移動（規律の性質に鑑み適正化。内容の変更なし）【180 頁～】

第5 財産目録等の備置き閲覧・公表等について

- ・ 制度の説明を追記【196 頁】
- ・ 公表を前提の取扱いについて、記載を明確化【196 頁】

- ・事業計画において規程・要綱等で定める旨を規定する場合は、HP 等における公表を原則とする旨を追記【197 頁】
- ・事業内容等を情報開示の対象とする趣旨を明記【198・199 頁】
- ・公益認定を受けた後に遅滞なく提出する書類について整理【199 頁】

(2) 事業年度終了後に作成する書類

- ・作成書類について総論を追記【199 頁】
- ・役員等名簿についての実務的な取扱いを追記【200・201 頁】
- ・開示情報等について、令和 6 年会計基準の検討状況を踏まえて記載を整備【200 頁】

(iii) 関連当事者 令和 6 年会計基準の議論・運用指針等を踏えて記載補充【204 頁】

(iv) 海外への送金等について内閣府の公表文書を踏まえて記載を補充【205 頁】

- ・令和 7 年 3 月以前に始まる事業年度における書類の取扱いについて注記【206 頁】

⑤事業報告の記載事項について「インパクト測定・マネジメント」の記載を追加【208 頁】

⑥公益認定を受けた後遅滞なく提出する書類について整理【209・210 頁】

(4) 行政庁への提出等

- ・事後報告の際添付する書類・根拠規定・記載の位置に移動【212 頁】
- ・行政庁が必要とする書類について、記載を整理【212 頁】

(5) 行政庁による公表（認定法第 22 条第 2 項）について整理【214・215 頁】

第 6 章 監督

第 1 節 監督の基本方針

- ・過去の監督に係る文書が更新されることを明確化【219 頁】
- ・法人の自浄作用が認められている場合の報告徴収等について追記【221 頁】
- ・移行法人に対する監督について、確認的に追記【222 頁】

第 3 節 報告徴収の実施方針

- ・表現の適正化等【224・225 頁】
- ・報告徴収の標準的な期限を 1 か月と設定【225 頁】

第 4 節 立入検査の実施方針

第 3 点検調査

- ・点検調査のサイクルの考え方について明確化【228 頁】

第 6 節 監督処分等の適用方針

第 2 監督処分等の適用方針と第 3 行政手続法の手続

- ・ 行政庁が不利益処分の基準の設定と公にしておくよう努めなければならない点を追記【233 頁】
- ・ 聴聞に代えて弁明の機会の付与を行っても不適法であることがわかるように表現を修正【234 頁】

第 8 章 移行法人

第 1 節 整備法第 119 条に規定する公益目的支出計画等について

- ・ 会計基準の議論を踏まえて令和 6 年会計基準の適用に係る記載を追記【241・242 頁】

第 3 節 公益目的支出計画の完了確認請求について

- ・ 実務者にとって有用と考えられる内容を整理、追記【244 頁】